



在宅高齢者寝具乾燥事業のご利用について

在宅高齢者のご家庭を事業者が訪問し、寝具の乾燥又は丸洗いをを行うことにより、清潔で快適な在宅生活を送れるように支援します。



1. 対象者

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護認定が要介護3～5の方

※ サービス付き高齢者向け住宅にお住まいの方で、有料老人ホームと同様のサービスを受けている場合には施設とみなしますので、この事業を利用することはできません。

2. サービス内容

サービスの実施は年間4回（4月、7月、10月、1月）を予定しています。

（日程が合わないときは実施できない場合があります。）

下記のどちらかのサービスを選びます。

- ① 寝具乾燥一式サービス・・・寝具1組（掛け布団・敷布団・毛布）
（羽毛布団の乾燥もご利用可能です）
- ② 寝具丸洗いサービス・・・寝具2枚（掛け布団・敷布団・毛布 いずれか2枚）
毛布・タオルケットのみの場合は4枚まで
（羽毛布団の丸洗いもご利用可能です）

※ 上記以外の寝具及び対象高齢者以外の寝具はご利用できません。

※ お布団の状態（衛生・劣化）によっては実施できない場合があります。

※ 実施月の約1～2か月前頃に、サービスの利用についてお住まいの区役所からショートメールにて連絡を行います。申込期限内に、記載されたURLから専用フォームにてお申込みください。発信元については市HPをご確認ください。

※ オンラインでのお申込みができない方は、お住まいの区役所あてに直接お電話にてお申込みください。

※ 申込期限内にオンライン申込またはお電話による申込がない場合は、ご利用なしとさせていただきます。

3. 利用の申請

利用を希望する方は、各区高齢・障害課 高齢者支援係へ申請します。

4. 利用の決定

区役所から利用の決定通知書が届きます。

サービス実施前には、お住まいの区役所から

ショートメールにて利用日時のご案内があります。

実施日までに実施通知書を送付しますので、大切に保管してください。





5. サービスを受ける当日は

- ① 事業者が寝具を受領できるようにご用意ください。
- ② 事業者が訪問し、寝具をお預かりして実施し、後日ご返却いたします。
※寝具を預ける際、代替となる寝具を借りることも可能です。(無料)
- ③ 事業者が持参する寝具乾燥券に押印し、料金を事業者にお渡しください。

6. 利用料

利用者世帯の階層区分	利用料（1回あたり）	
	寝具乾燥一式	寝具丸洗い
生活保護法による被保護世帯	0円	0円
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
減免（市民税非課税世帯で、かつ生活困窮者） 川崎市在宅福祉サービス利用負担額減額事業実施要綱に基づく減額対象者	297円	633円
その他の世帯	594円	1,265円

※令和8年4月時点での利用料金です。

※上記利用料については、川崎市議会定例会における、本件に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

川崎市のHPはこちら



7. 申請窓口・問い合わせ

区役所 高齢・障害課	住 所	電 話
川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	川崎区東田町8	201-3080
幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	幸区戸手本町1-11-1	556-6619
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	中原区小杉町3-245	744-3217
高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	高津区下作延2-8-1	861-3255
宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	宮前区宮前平2-20-5	856-3242
多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	多摩区登戸1775-1	935-3266
麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	麻生区万福寺1-5-1	965-5148

※ 川崎区については窓口体制変更に伴い、令和7年1月以降、窓口が川崎区役所へ一元化されました。

令和8年2月改定